

令和6年(2024年)11月28日

要 望 事 項

滋賀県知事

三日月 大 造 様

公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
会 長 大 西 孝 雄

障害者施策に関する要望書

平素は、障害者施策の推進に格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会は、障害当事者団体として、障害の有無にかかわらず地域で安心して、安全に暮らせる社会をめざし、障害者福祉に関する法制度や施策の充実に向けて、県内各地域の身体障害者団体や障害別団体の方々と協力し取り組んでいます。

また、誰もがお互いに相手を思いやり、尊重しあう「共生社会」の実現をめざし、私たち障害者自身も支援を受けるだけでなく、自らが地域社会に参画し、貢献できるよう取り組んでいるところです。

しかし、令和6年能登半島地震や豪雨災害等、頻発する自然災害発生時の避難支援体制や日常生活に不可欠な移動手段の安全性の確保、障害者が安心して働ける雇用環境の整備など、障害者が地域で安心して安全に暮らすためには、私たちの力だけでは解決できない多くの課題があり、行政や地域住民の皆様のご支援が必要です。

つきましては、是非、お力添えをいただき多くの障害者の願いである次の要望事項について、重要性を御賢察の上、その実現に向け格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 障害者差別解消法と滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の啓発

県では、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」で民間事業者や個人にも合理的配慮の提供が義務化されており、今年、4月からは「改正障害者差別解消法」が施行され、法においても障害者に対する「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されることとなりました。そのことから、誰もが「合理的配慮の提供」を理解し、実践するため次のことを要望します。

(要望の具体例)

- ① 「合理的配慮の提供に関する助成制度」の内容を拡充し、周知啓発されたい
- ② 県立施設や関係機関に点字プリンターや遠隔手話通訳専用タブレット等情報コミュニケーションツールを整備されたい
- ③ SNS等直接個人に発信できるツールを効果的に活用して、法や条例を継続的に啓発されたい
- ④ 学校教育において、地域の障害者との交流体験をとoshした心のバリアフリー(思いやり)教育を充実されたい

2. 避難行動要支援者への実効性のある避難支援体制と避難所の整備

令和6年能登半島地震や豪雨災害等、自然災害が頻発しています。県では、防災と保健・福祉の連携促進モデル「滋賀モデル」で避難行動要支援者への避難支援に取り組まれています。「誰一人取り残されない避難」を実現するためには、日頃から「自助」「共助」を意識した避難訓練が実施され、避難所の情報を共有することが必要であることから、次のことを要望します。

(要望の具体例)

- ① 県下全域(各市町)で避難行動要支援者の個別避難計画を策定し、避難支援に関する内容等の情報を共有できるようお願いしたい
- ② 県下全域(各市町)の福祉避難所に車いす用仮設トイレやスロープ、遠隔手話通訳専用タブレット等情報コミュニケーションツール等を整備し、それら避難所の情報を正確に提供されるようお願いしたい

3. 障害者雇用の促進と労働環境の整備促進

「障害者雇用促進法」が段階的に改正され、民間企業に雇用されている障害者数は増加していますが、賃金の低さや労働環境の整備など障害者が継続して働くためには、企業の障害者に対する理解が必要です。障害者が安心して働き続けられるよう次のことを要望します。

(要望の具体例)

- ① 企業に対するハード面の環境整備と障害者への理解促進に取り組まれない
- ② 重度障害者の雇用について、障害者の能力やスキルを發揮することで雇用につなげられるよう障害者と企業とのマッチングシステムを充実されたい

4. だれもが安心安全に暮らせるまちづくりと移動手段の確保

だれもが安心安全に暮らせるまちづくり（駅舎等の整備や道路整備）については、法や条例等により順次進められていますが、障害者や高齢者の安全な移動手段の確保については喫緊の課題となっています。

障害者や高齢者にとって安心安全なまちづくりと移動手段を確保するため、次のことに取り組まれるよう要望します。

(要望の具体例)

- ① 鉄道駅舎のホームに転落防止柵等の設置に対する県独自の支援
(特に草津駅・南草津駅・彦根駅)
- ② 交差点への音響式信号機や高度化 PICS システムの設置促進
- ③ 県立障害者福祉センターと最寄り駅（南草津駅）とのアクセス支援
- ④ 貸切りリフト付きバス等の導入に対する県独自の支援

要 望 書

公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会

令和6年11月28日